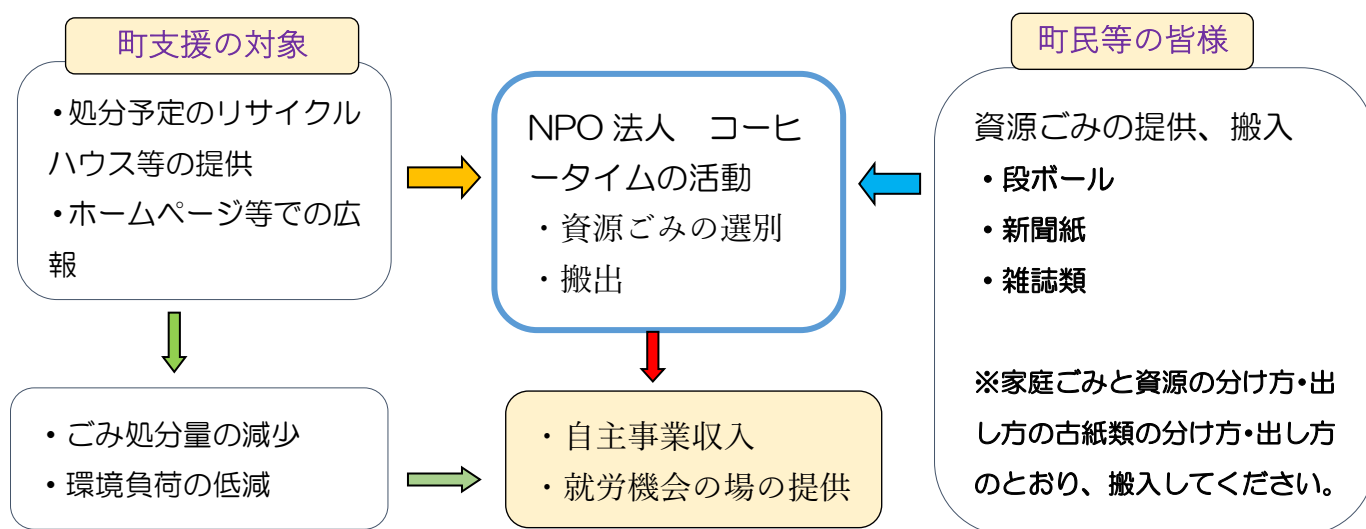


町と障がい者福祉施設との連携による 資源ごみリサイクルへの取り組み

●浪江町環境基本条例第 12 条に基づき、町民等の皆様への段ボール、新聞紙、雑誌類等の資源ごみへの区分けを促すことにより、ごみ処分量の減少及び環境負荷低減を目指しています。

●事業系資源ごみについても、家庭内資源ごみと同様、24 時間持ち込むことが出来ます。利用開始日は、令和 8 年 11 月 1 日からです。

●障がい者の自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、社会を構成する一員として社会、経済等の分野の活動に参加する機会を提供します。



【搬入についての問合せ先】 **NPO 法人 コーヒータイム** 電話 0240-23-6290